

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和8年7月10日（金）午前9時30分～午前10時05分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5 番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6 番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7 番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8 番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第18号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第19号 農用地利用集積等促進計画（No. 19）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第20号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第21号 矢掛町農地利用最適化推進委員候補者の決定について

議 長	総会に先立ち、矢掛町の人事異動に伴い農業委員会事務局職員の異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。
事務局長	それでは、異動職員を紹介させていただきます。 ・池田課長あいさつ ・佐藤課長あいさつ (池田課長は退出) (町長入室)
事務局長	総会に入ります前に、現委員の任期は7月19日までですが、今日が現メンバーでの最後の農業委員会総会ということになります。 公務ご多忙の中、山岡町長にお越しいただいておりますので、山岡町長からご挨拶を賜りたいと思います。
町 長	(町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 山岡町長は、他の公務がありますので、ここで退席されます。 (町長 退室)
議 長	それでは、ただ今から令和8年度第4回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 藤原委員と、6番 松田委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第17号から議案第21号の5議案です。
議 長	議案第17号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上8件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	こちらの農地は、譲渡人が管理することが難しいということで、所有権移転となりました。譲受人は適切に管理出来るものと思われしますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>1 5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	こちらの農地は、譲受人の自宅の前ということで、適切に管理出来ると思いますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>1 6</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲渡人は岡山市在住で、空き家バンクを通じて譲受人が家を購入し、農地の管理も譲受人にお願いするということです。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>17</u> 番及び <u>18</u> 番につきまして、<u>岸野委員</u>の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、<u>岸野委員</u>の退席をお願いします。 (午前 9時 55分 岸野委員 退席) 地元委員の意見をお願いします。
山田地区 推進委員	こちら2筆の農地は、長年譲受人が耕作をしており、譲渡人も担い手がないということで、譲受人へ所有権移転となりました。譲受人は長年農業をされており、これからも適切に管理出来ると思いますので、問題ありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>17</u> 番及び <u>18</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>17</u> 番及び <u>18</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 58分 岸野委員 復席)
議 長	事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	譲渡人、譲受人、双方と会って話を聞きました。こちらの農地は、譲受人の自宅の直ぐ傍ということで、管理もしやすく、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲渡人は東京都在住の為、耕作が出来ないということで、地元の譲受人に譲ることとなりました。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人は、こちらの農地を分筆し、住宅を建築する予定があり、残りの農地を家庭菜園として利用する計画です。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>18</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号7番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>7</u> 番について、地元委員の意見をお願いします。

3 番委員	双方合意しています。購入した農地を分筆し住宅を建築します。特に問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>19</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 19) (案) の決定に対する意見について、岸野委員に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、この議案の審議が終了するまで、<u>岸野委員</u>の退席をお願いします。 (午前 10時 4分 岸野委員 退席) 事務局から説明します。 議案第19号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。 合計で4件 4,050㎡、 内訳は個人 3件 3,093㎡、法人1件 957㎡です。 (計画の内容について説明)
事 務 局	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>19</u> 号について、意見等がありますか。
議 長	(異議なし)
各 委 員	異議がありませんので、議案第 <u>19</u> 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 10時 6分 委員 復席)
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第20号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。 合計で1件 955㎡、 内訳は個人 1件 955㎡です。

	(計画の内容について説明)
議 長	議案第 20 号につきまして、意見等がありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 20 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。
議 長	議案第 21 号 矢掛町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	農地利用最適化推進委員候補者について、前回の総会で決定の議決をいただいておりますが、矢掛地区の竹内幹夫さんより、健康上の理由により辞退届が提出されました。 それに伴い、6月9日から6月23日まで、農地利用最適化推進委員の再募集を行いました。 結果、推進委員につきまして、1名の方の推薦がありました。6月25日に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査した結果、候補者を推進委員として適当と認めるとの意見をいただきました。 「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とあります。 推進委員につきましては、本日候補者を決定いただきまして、改選後の総会にて議決の上、新会長より辞令交付をしていただく予定としております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第 21 号につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、1名を農地利用最適化推進委員候補者として決定することを議決します。
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。

会 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
会 長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号3番、4番について、確認しました。問題ありません。
会 長	(3) 農地転用等の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	川面地区について、確認しました。問題ありません。
会 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。